

第120回佐世保市都市計画審議会開催結果について

1. 議案について

- 第1号議案 佐世保都市計画 地区計画（重尾町土肥之内地区計画）の決定について【佐世保市決定】
- 第2号議案 江迎都市計画 汚物処理場の変更（廃止）について【佐世保市決定】
- 第3号議案 佐世保市景観計画の変更（屋外広告物業務の移管に係る変更）について

平成27年12月24日（木）に開催した第120回佐世保市都市計画審議会において、全ての議案が**原案のとおり議決**されました。

2. 議案内容について

●第1号議案 佐世保都市計画 地区計画（重尾町土肥之内地区計画）の決定について【佐世保市決定】

佐世保市重尾町において民間開発事業者が分譲住宅地の開発を行うことから、市街化調整区域の住宅緩和策の制度に基づく申出があり、「重尾町土肥之内地区計画」として決定するもの。

市街化調整区域の住宅緩和策の見直し

- 前回の都市計画審議会において、広田地区における分譲住宅開発を抑制する措置を付議し、議決された。
- 広田地区における分譲住宅開発を抑制する措置の施行日を、平成28年2月1日としていた。



※広田地区においては、当該地区計画を最後に当面の期間、分譲住宅の開発を抑制する。

●第2号議案 江迎都市計画 汚物処理場の変更（廃止）について【佐世保市決定】

当該施設は、昭和44年度に計画決定し、当時の田平町、鹿町町、江迎町、小佐々町、世知原町、吉井町、佐々町の7町で設立された北松南部清掃一部事務組合の汚物処理場として稼働してきたが、平成27年4月1日よりし尿等の搬入を停止し、現在稼働しておらず、将来においても当地を汚物処理場として利用する予定がないことから、廃止するもの。



●第3号議案 佐世保市景観計画の変更（屋外広告物業務の移管に係る変更）について

平成28年4月1日の中核市への移行にともない、現在長崎県が行っている「屋外広告物に関する事務」を佐世保市が行うこととなるため、佐世保市景観計画において「長崎県屋外広告物条例」と記載している個所を、「佐世保市屋外広告物条例」と変更するもの。